

各地域の要請内容にぜひ加えてください

(建交労より)

1 公園清掃維持管理の仕事を行う中で、コロナ感染防止などにはマスク着用、三密を控える行動等細心の注意を払い就労していますが、万が一、職場内で感染者が発生した場合の対応マニュアルなどありましたらお知らせください。

2、高齢者雇用安定法5条36条の援助・育成団体に含まれる、東京高齢者就労事業団協議会（以下事業団協議会）の構成団体である、NPO東京高齢者事業団、城南クリエーション、北斗企業組合、労協センター事業団などに対し下記具体的援助、育成を行ってください。

(1) 年金だけは生活できない高齢者、高齢の生活困窮者の受け皿となっている当該団体へ公園清掃、除草等維持管理の仕事及び高齢者に適した軽易な仕事の調査を行い、提供されるようお願いいたします。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の改正交付に伴って、シルバー人材センターに「準ずる団体」を活用し優先発注できるようにしてください。

(3) 貴区の広報へ働きたい高齢者の紹介として事業団協議会の掲載またはパンフの配布等検討をお願いいたします。

3 生活困窮者自立支援法にもとづく認定就労訓練事業の認定団体に対し役務提供の委託事業に関し随意契約で仕事の提供を出来るよう規定の改訂をお願いいたします。

4 東京都が2019月に制定した「ソーシャルファーム条例」に関し東京都が認定した区内団体に対し、無年金、低年金の高齢者も就労困難者と認めるよう要請してください。

5、公園等の清掃・除草等維持管理委託については競争入札による競争激化により公共工事設計労務単価はこの数年間で大幅に値上がりしているにもかかわらず、そこで働く労働者に反映されておりません、積算基準に基づき適正な賃金が支払われるように公契約条例の制定等行い改善してください。